

白山市と白山市内日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

白山市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社松任郵便局及び白山市内の郵便局17局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力することにより、郵便局ネットワークの活用を通じて、白山市の地域振興、地域活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) SDGsの推進に関すること
- (2) 白山手取川ジオパークに関すること
- (3) 観光の振興に関すること
- (4) 産業の振興及び地場産品の流通に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) 少子化対策・子育て支援に関すること
- (7) 移住定住や空き家に関すること
- (8) 健康・福祉の充実に関すること
- (9) 高齢者・障害者支援に関すること
- (10) 地域の暮らしの安全・安心確保に関すること
- (11) 災害・防災対策に関すること
- (12) 市の各種施策の普及啓発に関すること
- (13) その他前条の目的を達成するための施策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（連携事項に関する具体的取決め）

第3条 前条に規定する連携事項に関する具体的取決めについては、甲及び乙の協議が整った段階で、別記として定める。

2 前項の具体的取決めについては、前項の規定に関わらず、本協定とは別の協定として定めることができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、当該有効期間満了の日の翌日から1年間、本協定を更新し、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、本協定締結後も引き続き効力を有するものとする。

- (1) 白山手取川ジオパークの資源保全に係る情報提供に関する協定書
- (2) 白山市と白山市内日本郵便株式会社との連携協定書

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月25日

甲 白山市長

乙 白山市担当局長

日本郵便株式会社 松任郵便局長

白山市担当局長

日本郵便株式会社 倉光郵便局長

白山市担当局長

日本郵便株式会社 尾口郵便局長